

グループホーム 和名ヶ谷 ほたるの里
指定介護予防・認知症対応型共同生活介護 運営規程

第1条 (施設の目的)

- ① この規程は、医療法人社団 洗心の運営する「和名ヶ谷 ほたるの里」(以下「ホーム」という)が行なう、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(以下「スタッフ」という)がサービスを利用する高齢者等(以下「利用者」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的として定めるものとします。
- ② ホームが行なうサービスの事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住宅において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上できるように支援することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

- ① ホームが提供するサービスは介護保険法令及び厚生労働省通知などの内容に従ったものとし、サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② スタッフは、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、家庭的な事業所においてにおいて地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事の介助その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより援助を行うものとする。
- ③ ホームは、身体拘束その他利用者の行動を制限するようなことは行なわないものとする。ただし、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとする。しかし、その場合には、速やかに介助に努めるとともに、理由を利用者に説明し、理由及び一連の経過を利用者の代理人等へ報告するとともに記録するものとする。
- ④ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (法人の概要)

- ① 法人名 医療法人社団 洗心
- ② 所在地 千葉県松戸市松戸新田 21-2
- ③ 代表者 理事長 島村 善行

第4条 (ホームの名称等)

事業を行なうホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 和名ヶ谷 ほたるの里
- ② 所在地 千葉県松戸市和名ヶ谷 664-1
- ③ 利用定員 18名 2ユニット (各ユニット9名)
- ④ 時間帯 日中時間帯(6:00~22:00) 夜間時間帯(22:00~6:00)
- ⑤ 営業時間 年中無休 24時間

第5条 (スタッフの職種・職員数及び職務内容)

ホームに勤務する職種・職員数及び職務内容は、次のとおりとする。

① ホーム長 1名

ホーム長は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なうと共に、スタッフに、事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。また、ホーム長は厚生労働大臣が定める研修を終了している者としてします。

② スタッフ

- ・計画作成担当者：ユニット毎に1名以上（非常勤の場合あり）

計画作成担当者は、各利用者の心身状況を把握した上で必要に応じたサービス内容と利用者及び家族等の希望を反映させた認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画」という）を作成します。この計画作成担当者は厚生労働大臣が定める研修の修了者とし、計画作成担当者のうち1名は介護支援専門員の有資格者を配置します。

- ・介護スタッフ：

介護スタッフは各利用者のサービス計画に基づき必要な介護及び日常生活上の世話をを行います。日中時間帯は利用者3名に対して常勤換算1名以上、夜勤はユニット毎に1名以上の介護スタッフを配置します。原則的にヘルパー2級以上の有資格者を配置するよう配慮しますが、採用時に無資

格の者に関しては事業者による資格取得支援体制を設け資格取得を推進しています。

※ ホーム長及び各スタッフに関しては、同一事業の多職種及び同事業所敷地内における他事業の職務を兼務することがあります。

③ スタッフの教育

ホームは、第1条における各号を実行するために必要な知識の習得及び能力向上を図ることを目的とし、ホームのスタッフに対しての研修を実施し、業務体制の整備に努めます。

第6条 (サービス計画について)

- ① 計画作成担当者は、利用者の心身の状況及び置かれている環境、利用者本人及び家族等の希望などを十分に把握し、共同生活を営むにあたって必要な目標及び目標達成のために必要な支援内容等を記載した個別のサービス計画を作成します。
- ② サービス計画の作成にあたっては、家族等及び地域住民との交流や地域社会への参加を図りつつ、利用者1人1人の人格を尊重し、それぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ ホームは、サービス計画の作成し、または更新する際には利用者及びその家族等に対してこれを交付し、内容証明を行い、書面による同意を得るものとします。
- ④ ホームは、サービス計画の内容に基づいてサービスを提供する共に、継続的なサービスの管理及びサービス提供に伴う評価を実施し、定期的な計画内容の見直しを行います。また、このサービス計画は、利用者及びその家族等の状況変化や希望の追加等により、必要に応じて柔軟に変更することができます。

第7条 (サービスの内容及び利用料等)

当ホームでは、契約者に対して以下のサービスを提供する。

- ① 介護保険の給付の対象となるサービス
 - (1) 食事サービス
 - (2) 入浴サービス

- (3) 排泄に関するサービス
- (4) 日常生活の世話に関するサービス
 - ・ 離床
 - ・ 着替え
 - ・ 整容
 - ・ 寝具消毒
 - ・ シーツ交換
 - ・ 健康管理
 - ・ 洗濯
 - ・ 居室内清掃
 - ・ 役所等への手続き代行
- (5) 機能訓練のサービス
- (6) 医師の往診の手配等
- (7) 相談及び援助

② 利用料

サービスを提供した際の額は厚生労働大臣が定める基準に要するものとします。

③ その他の費用

- (1) その他の費用（介護保険適用外費用）は以下の通りとし、その金額は別紙料金表に定めたとおりとします。
 - ・ 敷金
 - ・ 家賃
 - ・ 共益費
 - ・ 食材料費
 - ・ 水光熱費
 - ・ 個人消耗品等：個人の希望等による特別な消費に関しては自己負担
 - ・ コピー料金一部 10 円
- (2) 介護保険適用外の費用に関しては、あらかじめ利用者またはその家族等に対して当該サービスの内容及び費用の説明を行い書面にて同意を得るものとします。
- (3) 入退去及び入院、外泊等にかかる清算方法等については、別紙料金表のとおりとします。

- (4) 退去に基づく原状回復費用が別途必要となる場合があります
- (5) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律に基づく受給者に関する料金は別途料金表を定めます。

④ 請求等

- (1) 事業所は当月分の介護保険適用外費用及び前月分の介護保険自己負担分等の合計額と、その明細を記載した請求書を発行します。
- (2) 利用者は前項の請求合計額を、口座引き落としで支払います
- (3) 事業者は前項の支払を確認した後、速やかに当該支払いにかかるとる領収書を利用者に発行します。

第8条 (サービス利用にあたっての留意事項)

ホームのサービスを利用するに際し、共同生活における日常生活上の留意事項を定め、これを守って生活するよう利用者及びその家族等に説明し了承を得るものとします。

- ① 訪問、面会に関する事項
- ② 外出、外泊に関する事項
- ③ 居室、設備、器具の利用に関する事項
- ④ 喫煙に関する事項
- ⑤ 迷惑行為等に関する事項
- ⑥ 所持品の管理に関する事項
- ⑦ 宗教活動、政治活動等に関する事項
- ⑧ 動物飼育に関する事項
- ⑨ リスクに関する事項

第9条 (緊急災害時等における対応方法)

① 心身状態の状況

- (1) サービスの提供を行っているときに、利用者の心身に急変その他の緊急事態が生じた場合、ホームは速やかに家族等及び主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとします。
- (2) ホーム内で利用者に心肺停止の恐れがある状態となったときは、ホーム

の判断により自動体外除細動器（AED）の使用による心肺蘇生蘇措置を施す場合があります。この場合に心臓マッサージに伴い肋骨等が骨折するリスクが生じます。別紙 AED 使用に伴う意向確認書をご覧の上、あらかじめご了承ください。

③ 事故発生時

- (1) サービスの提供を行っているときに事故が発生した場合は、家族等及び必要に応じて利用者の所在する区市町村または地域包括支援センター等に連絡するとともに、適切な措置を講じるものとします。
- (2) 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置等について記録すると共に再発防止の対策を講じます
- (3) ホームの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。但し、発生した事故がホームの責めに帰すべき事由でない場合には、損害賠償の減額や、これを免れることとします。
- (4) 事業者は、前項の賠償が発生した場合に備え、損害賠償責任保険に加入しています。

③ 非常災害対策

- (1) ホームは非常災害に備え防災管理者（防火管理者）を定め、消防計画、地震等の災害に対する計画を作成し、火器取扱責任者等の設置及び自衛消防隊等の編成を通じて、年二回以上の避難訓練を実施します。
- (2) サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、スタッフは利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防災管理者は日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮をとります。

第 10 条 （苦情処理対応）

サービスの提供に係る利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情相談等窓口を設置し、必要な措置を講じるものとします。

第11条 (虐待防止条項)

① 虐待防止に関する取り組み

(1) ホームは、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため以下の措置を講じるものとします。

- ・ 虐待を防止するためのスタッフに対する研修の実施
- ・ 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ・ その他虐待防止のために必要な措置

(2) ホームは、サービス提供中に当該ホームスタッフまたは擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを区市町村に通報するものとします。

② 身体拘束の廃止

(1) ホームは、当該利用者または他の利用者及びスタッフ等の生命または身体を保護するために緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません

(2) 前項における緊急かつやむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の3要件を全て満たしている状況を指します。

(3) 上記(1)(2)を遵守した上、医師・家族・施設担当者などにより担当者会議を実施し、その記録を作成し同意を得るものとする。

第12条 (個人情報の保護)

① 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

② ホームが得た利用者及び、その家族等の個人情報については、ホームでの介護サービスの提供以外の目的では使用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族等に予め了解を得るものとします。

- ③ スタッフは業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。また、スタッフであった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、スタッフでなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、スタッフとの雇用契約の内容に含むものとします。

第13条 (衛生管理)

- ① 利用者が使用する施設及びその他の設備備品、並びに飲用する水について、衛生的な管理に努めると共に、医薬品及び医療用具等の管理を適正に行うよう努めます。
- ② 食中毒及び感染症が発生しないよう、または蔓延しないように、可能な限り必要な措置を講じるものとし、必要に応じて保健所等からの助言、指導を求めると共に連携を保つよう努めます。

第14条 (その他運営についての留意事項)

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者とホームとの協議に基づいて定めるものとします。

附則

施行 平成30年11月1日